

2013年5月28日



2013年全日本ロードレース選手権シリーズ第6戦

SUGOスーパーバイク100マイル_(160km)耐久レース

【JSB1000クラス】

大会特別規則

(5月28日 改訂版)

赤文字表記：改定箇所

公 示

株式会社菅生SUGOスポーツクラブ / 一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会は 2013年8月24日～8月25日、宮城県・スポーツランドSUGOにおいて、全日本ロードレース選手権第6戦SUGOスーパーバイク100マイル (160 k m) 耐久レースを開催する。

本大会JSB1000クラスは耐久レースとして以下の本競技会大会特別規則を適用し開催される。本特別規則に述べられていない内容については、2013年MFJ国内競技規則が適用される。本特別規則とMFJ国内競技規則の内容が相反する場合は本規則を優先する。

第 1 章 総則

第1 条 競技会の名称

全日本ロードレース選手権第6戦 SUGOスーパーバイク100マイル (160 k m) 耐久レース
(FIM・ MFJ 公認・ 国際競技会)

第2 条 主催者

株式会社菅生・ SUGOスポーツクラブ
一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会

第3 条 大会会長

大会会長 上川 和宣

第4 条 大会審査委員会

審査委員長 杉本 五十洋
審査委員 菅野 光一
審査委員 百井 明

第5 条 大会組織委員会

組織委員長 高橋 吉男
組織委員 隠岐 直広
組織委員 鈴木 澄夫

第6 条 大会競技役員

大会公式プログラムに記す。

第7 条 開催場所

スポーツランドSUGO インターナショナルレーシングコース

第8 条 開催日

2013年 8月23日(金) 選手受付/公式車検/特別スポーツ走行
8月24日(土) 計時予選
8月25日(日) ウォームアップ走行/決勝レース

※その他の詳細なスケジュールについては公式通知に示す。

第9 条 レース距離 / 決勝出場台数

1) レース距離 : 100マイル (160 k m ・ 43周)

※ウェットコンディションの場合は周回数及び時間短縮をする場合がある。

※天候、その他の理由により赤旗を提示する場合がある。

2) 40 台 (全て計時予選にて選出)

第 2 章 参加申込

第10条 参加者

- 1) ライダーは有効なMFJ 国際ライセンスを保持していること。
- 2) 外国からの参加者は所属FMN の発給するFIMロードレースインターナショナルライセンスおよびFMN が発行する本大会への出場許可証を必要とする。
- 3) 本大会に限りJSB1000と他のクラスのダブルエントリーが許可される。

第11 条 参加申込

1) 参加申込受付期間

開始 2013年7月16日 (火)

締切 2013年7月25日 (月)

- 2) 2013年全日本JSB1000クラスに年間エントリーしているライダー (チーム・ エントラント) は、ライダーの追加が無い限り、改めて参加申込の必要は無い。但し、ライダーを追加登録する場合は、専用の「ライダー追加登録用紙 (2013SUGO特別様式-1) 」に必要事項を記入し、上記期間内にART事務局を通じて主催者に提出する事。※ライダー追加登録料は必要としない。
- 3) スポットエントリーを行うチームは専用の「スポット参加申込用紙 (2013SUGO特別様式-2) 」に必要事項を記入し、上記期間内に参加料を添えて主催者に直接申込を行う事。

第12 条 参加料

参加料は以下の通りとする。

~~ライダー1名につき：スポット参戦者 30,000円 年間参戦者 20,000円~~
チームにつき：スポット参戦チーム 45,000円

第3章 参加車両・燃料規定

第13 条 参加車両

車両規則は2013年度MFJ国内競技規則,付則 8 JSB1000技術仕様 (126頁～143頁) を適用するが以下項目は本特別規則を適用する。

1) 燃料タンク

- ① 燃料タンク最大容量は24リットルとする。

~~② 燃料タンクの給油口は1口とする。2口のものをを使用する場合1口を塞がなければならない。~~

第14 条 タイヤ使用本数規定

- 1) 予選時のタイヤの使用本数は2セットとし、詳細は2013年MFJ国内競技規則付則 5 全日本選手権大会特別規則 (22項 22-2 105頁) が適用される
- 2) 決勝時のタイヤ本数は制限されない。

第4章 ライダー・ピット要員

第15条 ライダーの指名登録と変更

- 1) 参加申込時に参加車両1 台につき、1 名または2 名のライダーを登録することができる。
- 2) 第1 ライダー、第2 ライダーは、他チームと重複して登録できない。
- 3) 計測用発信器は、ライダー1人に対し 1 個の割当てを行う。ライダー交代を行う場合は、必ず計測用発信器の付替えを行う事。
(スペアマシンへの専用発信器割当ては行わない)

第16 条 ピット要員

- 1) 1チームに対して8名までのピットクルーの登録が認められる。
- 2) ピットイン時に同時に作業できるピットクルーの数は本規則24条による。

第5章ピットの使用

予選、決勝時においてピットボックスが割り当てられていないチームについては、主催者が指定するピット前に機材を置き、作業をすることが出来る。公式通知にピット表割当てられる。

第6章 予選方法

第17条 計時予選

- 1) 計時予選は第1 ライダー、第2 ライダー混合にて行われる。(第1 ライダー、第2 ライダー別の公式予選ではない。)但し、各チームにおいてコース上には1 台のマシンのみ走らせること。複数のマシンをコースインさせることはできない。
ライダー交代の際は、必ず個別割当て発信器への付替えを行う事。
- 2) 計時予選義務周回数は設定しないが、予選通過基準ラップタイムをクリアできなかったライダーは決勝レースを走ることができない。予選通過基準タイムはベスト3 の平均タイムの最大115%とする。2名登録の場合それぞれのライダーが基準をクリアしなければならない。
- 3) 予選順位を決定するために用いられる各チームのタイムは、第1、第2 ライダーが計時予選で記録したチーム内で最も速いタイムとする。ベストラップタイムが同じ場合はチーム内で2 番目に速いタイムを比較し順位を決定する。
- 4) スターティンググリッドは計時予選の結果により上位から40台によって構成される。
- 5) 「計時予選」「ウォームアップ走行(日曜日)」において正登録車両とスペアカーをピット前に持ち込み交互に使用することが認められる。

第7章 スタート

第18条 スタート

- 1) スタート方式について
スタート方法はル・マン式とし、各ライダーのスタート位置は公式予選のタイム順とする。
- 2) スタート進行について
 - ①各チームは定められた時間内にピット前に待機すること。各車両15分間のウォームアップ走行を行い、チェッカーにて一旦ピットに戻る。(日曜日朝のウォームアップ走行は行わない)その後、オフィシャルの指示に従い、定められた時間までに車両を手押しで直接グリッドに着く事。
 - ②ウォームアップラップスタート5分前までは正規のグリッドに着く事ができる。
 - ③ウォームアップラップスタート3分前よりフラッグタワーにてカウントダウンが開始される。
 - ④ウォームアップラップスタート3分前の表示が出たらスタートライダーと車両を支えるアシスト員2名以外はコース上より退去し、ピットロード作業エリアまで下がること。(ピットクルーのサインエリア入場はスタート後全車両1コーナーをクリアしてからとする)3分前表示以降のスターティンググリッドでの作業はできない。作業を続ける場合は、ピットに戻らなければならない。
 - ⑤ウォームアップラップスタートはフラッグタワーからのグリーンフラッグ(グリーンシグナル)にて開始される。
1周のウォームアップラップを行った後、各自グリッドへ車両を整列させる。
ウォームアップラップを行った後にピットインしたライダーは、ピットエンドに待機し、全車1コーナー通過後コースインが許可される。その際はオフィシャルの指示に従いスタートすること。
 - ⑥スタートライダーは(グランドスタンド側)グリーン上に移動しスタートの合図を待つこと。車両を支えるアシスト員1名は車両後部を支えてスタートの合図を待つこと。
マシンとライダーの整列が完了した時点で、決勝スタート1分前のカウントダウンが開始される。

- ⑦スタートの合図はフラッグタワーのシグナル、または日章旗とし、スタートライダーはコースを横断し自分の車両に駆け寄りスタートする。
- ⑧エンジンはスタートライダーが単独でエンジンを始動してスタートすること。これに違反（押しがけ、他の協力を得て始動）したチームにはペナルティが科せられる。
- ⑨自力でスタートが不可能となった者は、全車両通過後オフィシャルの協力を得てスタートを試みることができる。エンジンが始動しない場合はオフィシャルの指示によりピットに戻り、ピットからスタートとなる。

第8章 走行中の遵守事項

第19条 停止

転倒、トラブル等でコースサイドに停止し、自走でピットに復帰できない場合、コースサイドを押してピットに戻ることは禁止する。

第20条 プラクティスおよびレース中の行為

- 1) 走行中、ライダーは必ず両腕上部にライダー腕章を着用しなければならない。
 - 第1 ライダー..... オレンジ
 - 第2 ライダー..... グリーン
- 2) ライダーはコース上、またはピットレーンにおいて、他の競技者、参加者に危険をおよぼさないライディングをしなくてはならない。この規則に違反した場合、以下のペナルティの対象となる。「罰金」「ストップ＆ゴー」「失格」
- 3) ライダーはコース、およびピットレーンのみを使用することができる。しかしながら、ライダーが誤ってコースを外れてしまった場合、当該ライダーは、マーシャルの指示した場所、または自分の有利とならない場所からコースに復帰することができる。プラクティス中にこの規則に違反した場合には、当該ラップのラップタイムが無効となり、レース中にこの規則に違反した場合にはストップ・アンド・ゴーペナルティが科される。更なるペナルティ（罰金、失格等）が科される場合がある。

第21条 ピットインの義務付け及びピットインの定義

各チーム決勝中のピットイン義務を1回とする。~~ピットインとは自己のピットにて停止し、エンジンを停止後、車両にスタンドを掛けライダーが降車することを意味する。~~

全てのピットインを行う場合、最低15秒間自己のピットに停止しなければならない。

停止時間はピットオフィシャルにより管理される。

※ピットインの定義は、自己のピットにて停車、エンジンを停止、車両にスタンドを掛け前後何れかのタイヤが地面から離れ、ライダーが降車する事を意味する。

尚、15秒間の停止時間管理は、スタンドを掛け前後何れかのタイヤが地面から離れた時点より、スタンドを降ろし両輪が地面に設置した時点までを計測する。

停止時間管理オフィシャルは、15秒間の計測中は手を挙げ、15秒経過後に手を降ろす事とする。オフィシャルが手を降ろした後に車両がピットを離れるタイミングはチームに委ねられる。

第22条 ライダー交替

決勝中の連続走行時間については制限しない。ライダー交替の義務付けも行わない。

ライダー交代の場合はエンジンを停止し、マシンにスタンド掛ける事。

第9章 車両修理とピット作業

第23条 車両修理

決勝レースおよび計時予選中の車両の修理、調整、部品交換などは、競技車両に積み込んである部品

と工具、あるいはピットに準備してある部品と工具によって行わなければならない。

第24 条 ピット作業

1) ピットインの際、監督は 1 ラップ～ 3 ラップ前にオフィシャルに届出をすることを必要とする。

ピットインした車両は必ずエンジンを停止させなければならない。

※転倒、トラブルによる緊急ピットインはこの限りではない。

2) ピット作業時においてライダーは車両から降りていなければならない。

3) 決勝において同時に**車両に触れて**ピット作業を行うことの出来る人数は 2 名とする。

この 2 名とは登録されたピットクルー（最大 8 名）のうち何れかの人員 2 名を指す。

ピットボードと消火器を持つ要員はこの制限には含まない。ライダーがピット作業を行う場合は制限に含まれる。

4) 燃料補給およびその他作業をする場合は、前輪または後輪を固定し、ライダーおよびメカニックが支えなくても、車両が固定される様にしなければならない。また、前輪か後輪が確実に路面から離れていること。固定装置の操作は人力で行われなければならない。

5) 電動及びエア工具の使用は禁止される。

~~6) 1 回のピットインでタイヤ交換と燃料補給の両方の作業行うことは出来ない。タイヤ交換と燃料補給はそれぞれ別にピットインしなければならない。~~

第25 条 レース中における燃料補給

1) 燃料補給とは、給油装置の燃料キャップを開いた状態を指す。

2) レース中の車両への燃料補給は、一般市販の金属製携行缶か、ハンディタイプの金属製自然落差式給油装置からの補給方法で行うこと。

3) 容器については補給監査委員に許可を受けることとし、許可を受けた容器を使用すること。~~なお、給油装置の給油パイプエンドの口径は内径25φ（25mm）までとする。~~

~~4) フューエルフィルターキャップの改造を伴う、いわゆる「クイックチャージ」は禁止される。~~

5) 燃料は、マシンに固定されたひとつのタンクに入れられるものとする。シートタンク、補助タンクは禁止する。また給油のために簡単に脱着出来る取り替えタンクを使用することは禁止する。

6) 燃料補給中ピット要員 1 名は必ず消火器(消火器については、監督、サインマンのいずれか 1 名により代行してもよいものとする)を持って作業中待機していなければならない。また、こぼれた燃料、オイル等は必ず拭きとらなければならない。

7) 燃料補給中はそれ以外のすべての作業は禁止される。(スクリーン清掃等も含む)

8) 消火器は各チームの責任において以下の基準を満たす物を必ず準備すること。

内容量 : ABC 粉末消火器...3kg 以上

中性強化液消火器...6.0 リットル以上

二酸化炭素消火器...4.6kg 以上

※消火器は必ず正常に作動するものを準備すること。

※主催者がピット等に準備してある消火器は使用できない。使用した場合は15000円。

9) 燃料補給時には、補給作業に携わる全員(補給用具を接続している要員と、消火器待機要員の最低 2 名)が眼の保護具ならびに適切な防火服を着用することを義務付ける。ここでいう眼の保護具とは、シールド付きフルフェイスヘルメットならびに、一般にいわれるゴーグルタイプの物とし、モトクロス用や、スキー用のゴーグルの使用は認められるが、眼鏡タイプ(サングラス等)の使用は認められない。また、適切な防火服とは、ノーマックス製あるいはそれと同等以上の防災加工を施してある長袖・長ズボンの服(4 輪用レーシングスーツや耐火型作業ツナギ等)を強く推奨するが、最低限コットン100%の燃料補給作業服に防水スプレー類を噴いたものを使用すること。着用する靴

は肌が露出するサンダル等は禁止される。グローブについても、最低限皮製グローブの着用が義務付けられる。(ノーメックス製あるいは、それと同等以上の耐火性能を持つ)グローブの装着が望ましい。(ライダー用グローブ・作業用軍手は禁止とする。)

~~第26条 タイヤ交換~~

~~→ タイヤ交換と燃料補給は1回のピットインで同時に出来ない。~~

~~→ タイヤ交換をする場合、ピットエンドで20秒停止しなければならない。~~

~~(ウエットコンディションにおいても同様)~~

第10章 競技の中断

第26条 競技の中断

- 1) レースの一時停止(赤旗中断及びレースの中立化)並びに再スタートの手順については国内競技規則「付則4」23項~24項(90頁~93頁)を適用する。
- 2) 予選時に中立状態(ニュートラリゼーション)の練習が行われる場合がある。

第11章 レース終了と順位の決定

第27条 レース終了

- 1) 決勝レースは規定周回数を完了した時点で、先頭車両に対しチェッカーフラッグが振られる。
- 2) ウエット時の場合は周回数が減算される場合がある。

第12章 ポイント及び賞典

第28条 全日本ランキングポイント

- 1) 2名のライダーの場合、両者にランキングポイントが与えられる。但し決勝における走行実績が無いライダーにはポイントが与えられない。
- 2) 競技が3周以上~成立周回数以内で打ち切られた場合は走行実績のあるライダーにのみ規定のポイントが与えられる。
- 3) 競技が3周末満で打ち切られた場合は2名のライダーに予選結果に基づくポイントが与えられる。

第29条 賞金 チーム(エントラント)に対しての支払いとなる。

優勝	トロフィー	800,000円
2位	"	500,000円
3位	"	350,000円
4位	"	250,000円
5位	"	200,000円
6位	"	150,000円
7位		120,000円
8位		100,000円
9位		90,000円
10位		80,000円
11位		70,000円
12位		60,000円
13位		50,000円
14位		40,000円
15位		30,000円

* エントリー台数による賞金支払い順位基準

40台以上・・・15位

30~39台・・・12位

25～29台	10位
20～24台	8位
15～19台	6位
11～14台	4位
6～10台	3位
5台以下	1位

大会事務局長

高橋 吉男

MFJ 事務局長

隠岐 直広